

「自主的」避難の論点整理

～原子力損害賠償紛争審査会の議論より～

福島老朽原発を考える会

阪上 武

原子力損害賠償法第18条(原子力損害賠償紛争審査会)

2. 審査会は、次に掲げる事務を処理する。

一. 原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介を行うこと

二. 原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること

一. については原子力損害賠償紛争解決センターを設置して対応

中間指針(8月5日)

＜避難区域に住む・勤務先がある場合＞

・避難費用・一時立入費用・治療費、薬代等・放射線検査費用・精神的損害(事故から6ヶ月は一人月10万円、その後6ヶ月間は一人月5万円)・減収分と追加的費用

＜事業者＞

・出荷制限指示、航行危険区域等の設定による営業損害・減収と追加的費用・検査費用・風評被害・間接被害・観光業者の風評被害・製造業、サービス業の風評被害

避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点を含む地域の概要図
 (平成23年8月5日現在)



	警戒区域
	計画的避難区域
	緊急時避難準備区域
	特定避難勧奨地点

「原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示」

「中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。」

「東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」

原子力損害賠償紛争審査会に対し

...「自主」避難者への補償を指針に盛り込め！

東京電力に対し

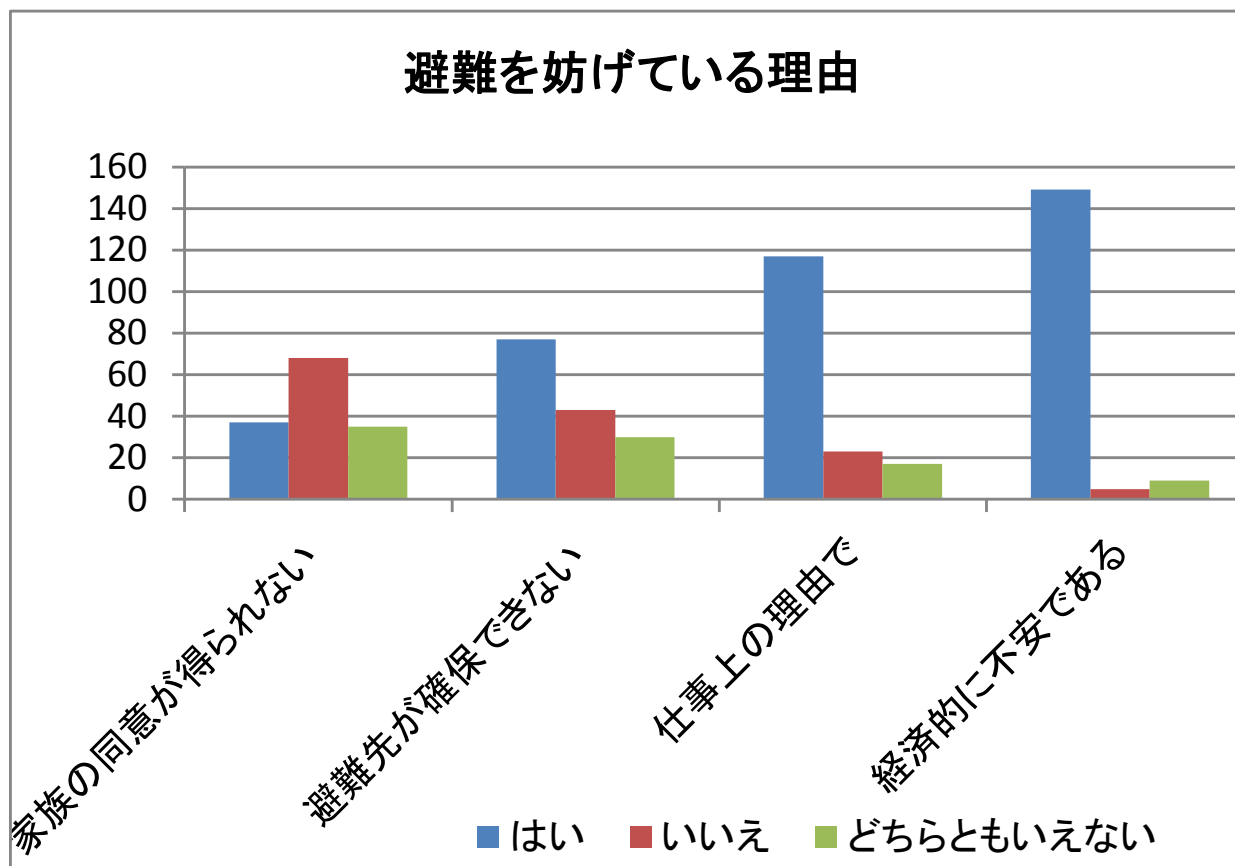
...指針に明記されずとも賠償しろ！

「避難の権利」 確立のための活動

- 7月14日 避難者・避難を考えている人の声の提出
- 7月15日 原子力損害賠償紛争審査会の事務局との交渉
～「自主避難者への賠償を」要請書を提出
- 7月15日 自主避難者による記者会見
- 7月25日 「避難の権利」アンケート結果発表
(272人を対象)
- 7月29日 原子力損害賠償紛争審査会に対する要請行動
- 7月～8月 「避難の権利」集会の開催
福島で2回、郡山で1回
- 7月～8月 東京電力に対する請求運動
- 8月12日 東京電力に自主避難に関する請求書を提出
411通、総額約11億円、一人当たり平均約300万円

なぜ「避難の権利」？

「避難をしたくても避難できない」福島の実情



自主避難に関するアンケート結果(2011年7月25日)
フクロウの会、国際環境NGO FoE Japan実施

私たちの声をきいてください

原子力損害賠償紛争審査会への意見

「線量が高い。家の中で $1\mu\text{Sv}$ /時を越えます。そんな環境に子供を住まわせていいのか不安です」

「何故毎日毎日被曝しなければいけないのか？」

「20ミリに引き上げたのは明らかに政治判断。ゆえに自分で判断した」

「主人は生活資金と持ち家のローンと商売（自営）のローンのために、ここに残ると言います」

「子供を病気にするつもりで産んだんじゃない」

私たちの声をきいてください

原子力損害賠償紛争審査会への意見

「年間15mSvになると言われている地域で小学校1年生の息子がおり、埼玉に避難を決めました。」

「動くに動けず、今でも悩み苦しみぬきながら暮らしている友人・知人は沢山います。」

「ローンを抱えていますので、今住んでいるところと二重に家賃をはらわなければなりません。」

「誰も将来の予測がしえない現在の状況下においては、避難区域であるかどうかではなく、私たちは最悪の事態を想定します。」



第13回審査会(8/5)

能見会長「自主避難の問題、関連する問題を含めて、人の健康そのものに関わる問題について、もっと切り込んで議論する、十分資料を集めて議論できればということでございます。」

第14回審査会(9/21)

① 事故当初の時期に、自らの置かれている状況について十分な情報がないと考えたことから大量の放射性物質の放出による被曝を回避するために避難を選択した場合

...距離・行政区域に応じて

－4月22日－

② ①の時期の経過後に、比較的低線量の放射線による健康への影響を可能な限り減らしたいと考えたことから避難を選択した場合

...線量に応じて

大塚	直	早稲田大学大学院法務研究科教授
鎌田	薫	早稲田大学総長、法務研究科教授
草間	朋子	大分県立看護科学大学学長
高橋	滋	一橋大学大学院法学研究科教授
田中	俊一	高度情報科学技術研究機構会長
中島	肇	桐蔭横浜大学法科大学院教授／弁護士
能見	善久	学習院大学法務研究科教授
野村	豊弘	学習院大学法学部法学科教授
米倉	義晴	放射線医学総合研究所 理事長

チェルノブイリの避難区域の設定

	土壌汚染 セシウム 137 (kBq/m ²)	被ばく量
特別規制ゾーン	1480以上	
移住の義務ゾーン	555以上	5ミリシーベルト以上
移住の権利地域	185～555	1ミリシーベルト以上
徹底的なモニタリングゾーン	37～185	0.5～1ミリシーベルト

出典 : Vladimir P. MATSKO and Tetsuji IMANAKA(1997): Legislation and Research Activity in Belarus about the Radiological Consequences of the Chernobyl Accident: Historical Review and Present Situationおよび2011年8月20日、イリーナ・ラブンスカ／グリーンピース・エクセター研究所主任研究員講演より作成

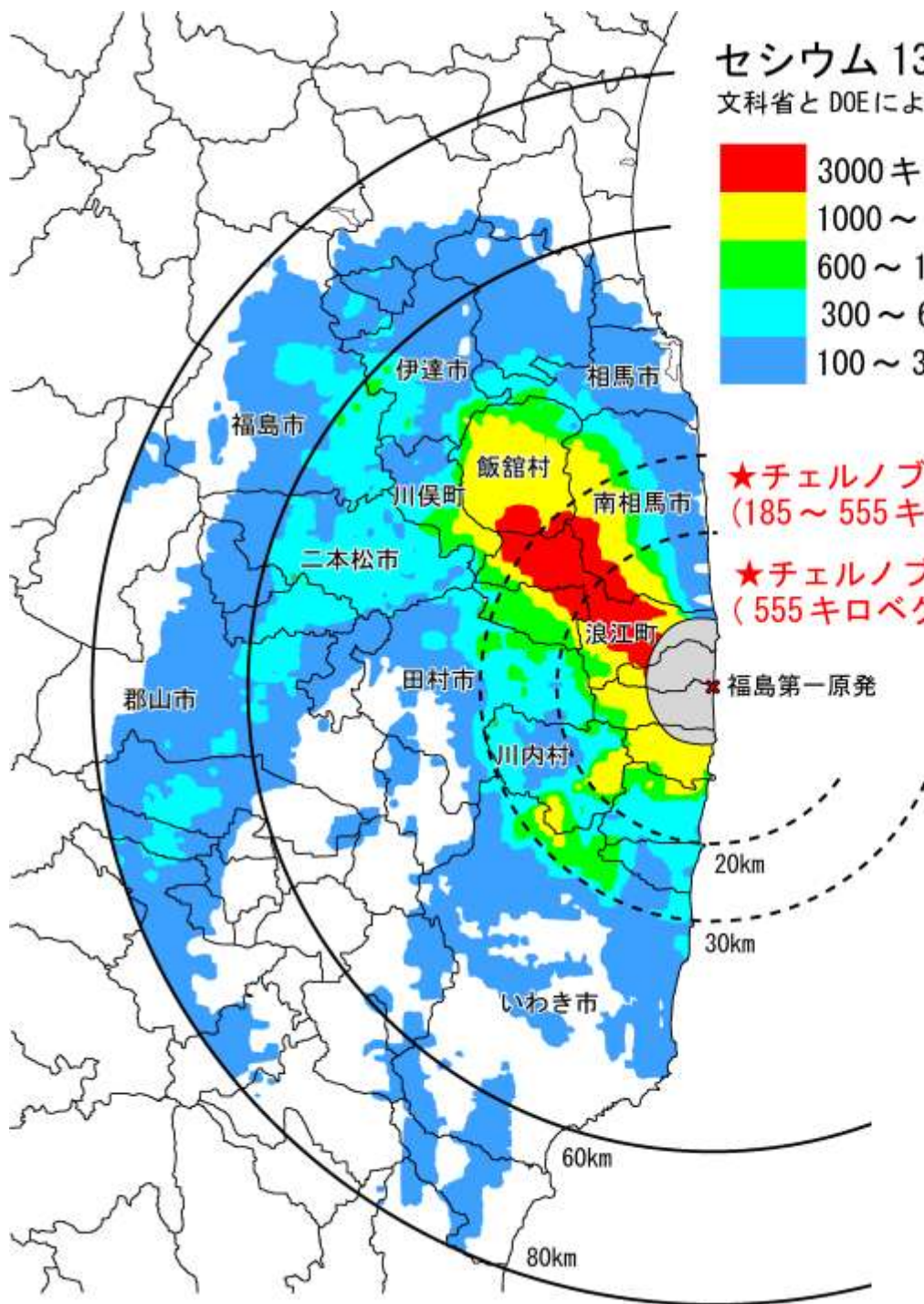
セシウム 134+137による土壤汚染

文科省と DOEによる第3次航空モニタリング (2011. 7. 8) より作成



★チェルノブイリ：移住の権利ゾーンに相当
(185 ~ 555キロベクレル / m²)

★チェルノブイリ：移住の義務ゾーンに相当
(555キロベクレル / m²超)



- 政府基準20ミリを絶対視し、法令・国際基準を軽視
- そもそも政府基準の20ミリが高すぎる、低線量被ばくの軽視、チェルノブイリの避難基準に比べても緩い
- 20ミリの区域設定にも問題がある、放射線測定の問題、内部被ばくを考慮しない
- 4月22日の機械的な線引き、この日を境に事故の恐怖と健康影響への不安はなくなったのか？
- なぜ避難せざるをえなかったのか、何に基づいて判断したのか... 実態の把握抜きの机上の議論
- 避難者への賠償がなければ、残った人への賠償も難しくなる
- 除染キャンペーンのまやかし「除染等が計画的に...」
- 子ども・妊婦が同じ基準でよいのか